

災害等に係る制服再購入費加算申請のお知らせ

着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合で、再度、制服の購入が必要である場合、今年度から制服の再購入費として奨学のための給付金の加算を受けられます。

11月2日からの大雨の被害により制服の再購入が必要となった場合に活用いただけます。

支給要件

基準日（12月1日）時点で下記の要件を満たしている必要があります。

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している。
- (2) 保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している。
- (4) 児童福祉法による措置費等の支弁対象者については、見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (5) 11月2日からの大雨の被害により着用が義務付けられている制服が喪失・毀損し、制服の再購入が必要である。

※生活保護受給世帯で、**生業扶助を受給している場合は支給対象外**です。

支給額

81,000円

提出期限・提出先（問い合わせ先）

提出期限：学校の指示する期限

提出先：在学する学校まで提出してください。

その他

- (1) 提出した書類により審査を行い、支給が決定された場合は指定口座に振込みます。

【支給時期】3月上旬頃（予定）

※書類不備等の理由により、支給が別日となる場合があります。

- (2) 虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合、給付金の返還と加算金を納付することとなります。

提出書類

○今年度の奨学のための給付金の通常給付分について申請済みの場合

- (1) 奨学のための給付金に係る提出書類確認票（制服再購入加算用）
- (2) 制服の再購入に係る誓約書
- (3) 罹災証明書（自治体が発行した証明書に限る）

※通常給付の際に申請した内容から変更がある場合には、変更内容によっては追加書類の提出を求める場合があります。

○今回初めて申請する場合

上記 (1)～(3)の書類に加え、下記の書類をご提出ください。

世帯区分	添付書類
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯（生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）（※2）	制服再購入加算申請書（家計急変以外）
	保護者等全員の個人番号が確認できる書類又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類（※3）
	12月1日以降の日付 の申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※1）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
家計急変世帯（申請日現在において家計が急変したことにより世帯収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯に相当することとなった世帯）（※2）	個人対象要件証明書（様式第5号）（専攻科のみ）（※4）
	制服再購入加算申請書（家計急変）
	申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、保護者等全員が記載されたもの）（※1）
	保護者等の収入が減少した事由を記載した書類（※7）
	保護者等の収入が減少する前の保護者等の収入を証する書類（課税証明書等）
	家計急変により保護者等の収入が減少して、当該保護者等の世帯が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当することを証する書類（※7）
	保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認することができる書類（扶養親族全員の健康保険証の写し等）（※5）
	申請書に記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）
	個人対象要件証明書（様式第5号）（専攻科のみ）（※4）

- ※1 単身赴任者を含む世帯全員が記載された住民票が必要です。ただし、高校生等に兄弟姉妹がおり、当該兄弟姉妹が別居している場合は、兄弟姉妹の住民票については提出不要です。
- ※2 **税の申告を行っていないため道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、確定申告を行った上で、給付金を申請してください。**
- ※3 保護者一人につき、**12月1日以降の日付**の「課税証明書」（コピー可）又は個人番号を確認できる書類の提出が必要です。（個人番号を確認できる書類は「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼付の上、提出してください）。
なお、就学支援金又は学び直し支援金又は専攻科支援金の申請時に、愛媛県に個人番号を確認できる書類等を提出済みである場合は提出不要です。
ただし、税情報の取得ができなかった方、無職無収入の控除対象配偶者の方は、「課税証明書」等の提出が必要です。
- ※4 所定の様式（様式第5号）により、在籍する学校が証明したものの提出が必要です。
- ※5 国民健康保険証等の申請者の扶養状況が確認できない書類を提出される場合は、扶養誓約書（様式第3号）を一緒に提出ください。提出する際は、被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施してください。
- ※6 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等
- ※7 **給与所得者**
・会社作成の給与見込（家計急変発生後1年間分）
・家計急変後の給与明細書（3か月分以上）
- 個人事業主等の上記以外の者**
・税理士又は公認会計士の作成した書類（家計急変発生後1年間分）
・前年の確定申告書、所得確認書（参考様式第1号）及び家計が急変した月から申請日の前月までの売上・経費等が記載された帳簿等の写し（3か月分以上）